

令和 4 年 第 1 回

市の国民健康保険事業の運営  
に関する協議会

議 案

## 令和4年第1回

### 市の国民健康保険事業の運営に関する協議会次第

#### 1. 諮問

国民健康保険税率の改正について

国民健康保険税の課税限度額の改正について

#### 2. 議事

##### (1) 議案第1号

国民健康保険税率の改正について

##### (2) 議案第2号

国民健康保険税の課税限度額の改正について

##### (3) 報告第1号

未就学児の均等割軽減措置について

##### (4) その他

① 特定健診・特定保健指導の実施状況について

② のぼりべつこくほ健康チャレンジウォーキング2021の実施報告について

諮 問

## 国民健康保険税率等の改正について

《資料 1－①》 諮問書の写し

《資料 1－②》 諮問事項

《資料 1－①》

登 国 第                    号  
令和 4 年 1 月        日

市の国民健康保険事業の運営に関する協議会  
会 長 横 尾 逸 郎 様

登別市長 小笠原 春一

国民健康保険税率等の改正について（諮問）

国民健康保険税に関する登別市税条例の一部改正について、別紙のとおり協議会の意見を  
いただきたく諮問します。

## 《資料 1 - ②》

### 諮 問 事 項

#### 1. 国民健康保険税率の改正について

##### (1) 諮問理由

本市の国民健康保険財政の現状を踏まえ、今後も安定的な運営を行うとともに被保険者の負担軽減を図るため、所要の改正を行うものである。

##### (2) 国民健康保険税の税率を次のように改正する。

区 分		令和3年度	令和4年度	増 減 額
医療分	所得割	8.90%	8.40%	-0.50%
	均等割	28,000円	23,000円	-5,000円
	平等割	27,000円	25,000円	-2,000円
介護分	所得割	2.30%	2.10%	-0.20%
	均等割	8,700円	8,700円	-
	平等割	5,100円	4,800円	-300円
後期支援分	所得割	2.90%	2.70%	-0.20%
	均等割	8,200円	7,600円	-600円
	平等割	7,900円	7,300円	-600円
合 計	所得割	14.10%	13.20%	-0.90%
	均等割	44,900円	39,300円	-5,600円
	平等割	40,000円	37,100円	-2,900円

※・所得割～前年の所得に応じて課税する率

・均等割～国保加入者の一人当たりの年間税額

・平等割～国保加入世帯の一世帯当たりの年間税額

※介護分は年齢が40歳～64歳までの被保険者に課税

##### (2) 施行日 令和4年4月1日

## 2. 国民健康保険税の課税限度額の改正について

### (1) 諮問理由

地方税法施行令の改正が予定されていることに伴い、国民健康保険税の課税限度額の引き上げを行うため。

### (2) 改正内容

国民健康保険税の課税限度額について、基礎課税分を現行の63万円から2万円引き上げ65万円とし、後期高齢者支援金分を19万円から1万円引き上げ20万円とする。

なお、今後の課税限度額の改正については、法令改正に合わせて行うこととする。

課税の区分		令和3年度	令和4年度	増減額
課税限度額	①基礎課税分	63万円	65万円	2万円
	②介護納付金分	17万円	17万円	0円
	③後期高齢者支援金分	19万円	20万円	1万円
	①+②+③	99万円	102万円	3万円

### (3) 施行日 令和4年4月1日

議案第 1 号

## 国民健康保険税率の改正について

《資料 2》 国民健康保険税率の改正について

## 《資料 2》 国民健康保険税率の改正について

### 令和 4 年度以降の国保財政の考え方について

#### 1. はじめに

平成 30 年 4 月からの制度改正に伴い、市町村は「国保事業費納付金」を道に納め、道は国保の財政運営の主体として、この納付金を主たる財源に市町村国保の医療費全額を負担する仕組みとなっています。

また、本市の国民健康保険会計としては、大幅な赤字が見込まれることから平成 28 年・29 年に税率改正を行い、全道でも高い保険税水準となっている状況にあります。近年は、累積収支の黒字化が進んでいるため、令和 3 年度より 3 カ年かけて全道の市平均まで保険税を引き下げるため減額したところであります。

#### 2. 令和 3 年度決算見込について（R 3.11 末時点）

令和 3 年 11 月末時点における決算見込では、歳入において保険税が当初予算額と同程度確保できる見込みであるほか、繰越金が令和 2 年度決算の確定により、約 750,000 千円になります。特別交付金は約 60,000 千円の増と見込み、歳入全体では、当初予算に比べ約 865,000 千円の増と見込んでいます。

歳出については、総務費が人件費などの執行残に伴い当初予算に比べ約 10,000 千円の減、保健事業費が 22,700 千円の減と見込み、歳出全体では当初予算に比べ約 55,000 千円の増と見込んでいます。

これにより、実質収支は約 810,000 千円の黒字、単年度収支は約 61,000 千円の黒字と見込まれ、翌年度への繰越財源が一定程度確保できる見込みとなっています。

表-1 令和 3 年度の決算見込

歳入 (a)	歳出 (b)	実質収支 (a)-(b)=(c)	単年度収支 (c)-繰越金
5,919,263 千円	5,109,473 千円	809,790 千円	61,040 千円



### 3. 国保税の改定案について

国保財政の累積収支は昨年、令和3年1月の協議において、令和2年度の決算見込みで単年度収支 99,893 千円の黒字、繰越金で 639,976 千円が見込んでいたところ、単年度収支で 208,667 千円の黒字、繰越金で 748,750 千円となり、一層の黒字化が見込まれることから、新型コロナウイルス感染症に伴う長引く景気の低迷による被保険者の負担軽減を図る観点からも、令和3年度より3カ年で道内市平均まで段階的に引き下げを行うこととしておりましたが、前倒しを行い、**2カ年で道内市平均まで引き下げたいと考えています。**

#### 令和3年度当初段階的引き下げ予定案

		令和3年度	令和4年度	R4→R3 増減	令和5年度
医療分	所得割	8.9%	8.7%	-0.2%	8.5%
	均等割	28,000 円	26,000 円	-2,000 円	24,000 円
	平等割	27,000 円	25,000 円	-2,000 円	24,000 円
支援分	所得割	2.9%	2.8%	-0.1%	2.8%
	均等割	8,200 円	8,000 円	-200 円	7,700 円
	平等割	7,900 円	7,500 円	-400 円	7,000 円
介護分	所得割	2.3%	2.1%	-0.2%	2.1%
	均等割	8,700 円	8,700 円	-	8,700 円
	平等割	5,100 円	4,600 円	-500 円	4,600 円



#### 令和4年度以降の税率案

		令和3年度	令和4年度	R4→R3 増減	令和5年度
医療分	所得割	8.9%	8.4%	-0.5%	8.4%
	均等割	28,000 円	23,000 円	-5,000 円	23,000 円
	平等割	27,000 円	25,000 円	-2,000 円	25,000 円
支援分	所得割	2.9%	2.7%	-0.2%	2.7%
	均等割	8,200 円	7,600 円	-600 円	7,600 円
	平等割	7,900 円	7,300 円	-600 円	7,300 円
介護分	所得割	2.3%	2.1%	-0.2%	2.1%
	均等割	8,700 円	8,700 円	-	8,700 円
	平等割	5,100 円	4,800 円	-300 円	4,800 円

- ・市平均までの引き下げを2か年に前倒し
- ・昨年度と引き下げ税率が異なるのは、全道の市平均が令和2年度に比べて下がったため

#### 4. 令和4年度以降の国保財政の見通しについて

保険税を引き下げても安定的な国保運営を行うために、中期的な方向性を見極める必要があることから、今後3ヵ年の財政見通しを作成しました(表-2)。また、令和4年度のモデルケースも作成しました。(表-3)

これまでは、市町村の保険給付費は保険料(税)を財源に賄ってきましたが、制度改正により、北海道が保険給付費を全額負担する仕組みとなったことから、市町村の財政運営としては、保険税と国保事業費納付金が重要なポイントとなります。

今回の見通し作成において、保険税については、過去の被保険者数の減少傾向を考慮し、国保事業費納付金については、過去における推移を比較し推計しました。

今後の3ヵ年の見通しとしては、令和4年度、5年度、6年度ともに単年度収支で▲約78,000千円、▲約74,000千円、▲約61,000千円の赤字となる見込みです。

令和7年度以降についても、繰越金の活用を優先した財政運営を進めることとし、本市の保険税収入及び納付金の動向等を注視しつつ、令和12年の全道の保険料の統一化も視野に入れながら、被保険者の負担増を少しでも避けられるよう、保険税の改正有無について検討していきたいと考えています。

表-2 国保財政の3ヵ年見通し

(単位：千円)

区 分		3年度	4年度	5年度	6年度	
		決算見込	決算見込	決算見込	決算見込	
歳入	国民健康保険税	783,664	683,919	659,762	634,114	
	使用料及び手数料	10	10	10	10	
	国庫支出金	10	10	10	10	
	道支出金	道補助金（普）	3,806,849	3,807,898	3,721,635	3,637,575
		道補助金（特）	111,166	111,234	110,892	110,771
		計	3,918,015	3,919,132	3,832,527	3,748,346
	財産収入	1	1	1	1	
	繰入金	保険基盤安定分	284,292	271,647	262,846	253,668
		その他一般会計分	167,489	166,528	165,567	164,606
		計	451,781	438,175	428,413	418,274
	繰越金	748,750	809,790	731,557	657,491	
諸収入	17,032	11,458	11,870	11,725		
歳入合計		5,919,263	5,862,495	5,664,150	5,469,971	
歳出	総務費	95,157	95,160	94,208	93,266	
	保険給付費	療養諸費	3,270,604	3,269,145	3,184,474	3,101,996
		高額療養費	528,412	528,259	526,938	525,621
		その他給付費	7,833	10,494	10,222	9,957
		計	3,806,849	3,807,898	3,721,635	3,637,575
	国民健康保険事業費納付金	1,120,617	1,138,907	1,103,454	1,057,572	
	共同事業拠出金（その他）	10	10	10	10	
	財政安定化基金拠出金	10	0	0	0	
	保健事業費	72,914	80,562	78,951	77,372	
	積立金	1	1	1	1	
	公債費	1,000	1,000	1,000	1,000	
諸支出金	12,915	7,400	7,400	7,400		
歳出合計		5,109,473	5,130,938	5,006,659	4,874,196	
実質収支		809,790	731,557	657,491	595,775	
単年度収支		61,040	△ 78,233	△ 74,066	△ 61,716	

表-3 保険税率の引き下げによるモデルケース別国民健康保険税額（年額）

モデル		令和3年度	令和4年度	令和3年度と 令和4年度の差額
①	家族（40歳以上65歳未満の夫婦、 40歳未満の子2人） 収入：主→給与収入360万円（所 得244万円） <b>軽減なし</b>	485,400円	442,100円	▲43,300円
②	家族（40歳以上65歳未満の夫婦、 40歳未満の子2人） 収入：主→給与収入300万円（所 得202万円） <b>2割軽減</b>	385,800円	351,200円	▲34,600円
③	家族（40歳以上65歳未満の夫婦、 40歳未満の子2人） 収入：主→給与収入150万円（所 得95万円） <b>5割軽減</b>	174,300円	156,900円	▲17,400円
④	40歳以上65歳未満 1人世帯の最低税額 <b>7割軽減</b>	25,400円	22,800円	▲2,600円
⑤	65歳以上の夫婦 収入：主→年金収入270万円（所 得160万円） <b>軽減なし</b>	245,300円	223,200円	▲22,100円
⑥	家族（40歳以上65歳未満の夫婦、 40歳未満の子2人） 収入：主→営業所得（300万円） <b>軽減なし</b>	564,500円	515,900円	▲48,600円
⑦	30歳夫婦 収入：主→営業所得（300万円） <b>軽減なし</b>	410,500円	378,600円	▲31,900円

議案第 2 号

## 国民健康保険税の課税限度額の改正について

《資料 3》 国民健康保険税の課税限度額の改正について

### 《資料3》

#### 国民健康保険税の課税限度額の改正について

国民健康保険税の課税限度額とは、地方税法施行令で定められている法定限度額の範囲内で、市町村が納税義務者に対して課税できる年間の保険税の上限額であり条例で定めることとなっています。

国民健康保険税は、基礎課税分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の3区分に分かれており、区分ごとに課税限度額を設定しています。

本市の課税限度額は、平成29年度以降、法定限度額と一致させている状況にあり、令和3年度はコロナの影響により据え置きとなっておりましたが、令和4年度については、基礎課税分の法定限度額が2万円、介護納付金分が1万円引き上げられることから、本市においても基礎課税分、介護納付金分を法定限度額同様に引き上げ、課税限度額の合計を現在の99万円から102万円に改正したいと考えています。

なお、改正後の国民健康保険税への影響額は、令和3年4月1日現在の国民健康保険加入者を基に試算したところ年間調定額で約130万円の増額となる見込みです。

#### 《 参 考 》 課 税 限 度 額 の 推 移 表

年度	課税限度額							
	基礎課税分		後期高齢者支援金分		介護納付金分		合計	
	登別市	国	登別市	国	登別市	国	登別市	国
20	45万円	47万円	12万円	12万円	9万円	9万円	66万円	68万円
21	↓	↓	↓	↓	10万円	10万円	67万円	69万円
22	48万円	50万円	13万円	13万円	↓	↓	71万円	73万円
23	51万円	51万円	14万円	14万円	12万円	12万円	77万円	77万円
24	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓
25	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓
26	↓	↓	↓	16万円	↓	14万円	↓	81万円
27	↓	52万円	16万円	17万円	14万円	16万円	81万円	85万円
28	52万円	54万円	17万円	19万円	16万円	↓	85万円	89万円
29	54万円	↓	19万円	↓	↓	↓	89万円	↓
30	58万円	58万円	↓	↓	↓	↓	93万円	93万円
R1	61万円	61万円	↓	↓	↓	↓	96万円	96万円
R2	63万円	63万円	↓	↓	17万円	17万円	99万円	99万円
R3	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓
R4	65万円	65万円	20万円	20万円	↓	↓	102万円	102万円

報告第 1 号

## 未就学児の均等割軽減措置について

《資料 4》 未就学児の均等割軽減措置について

## 《資料4》

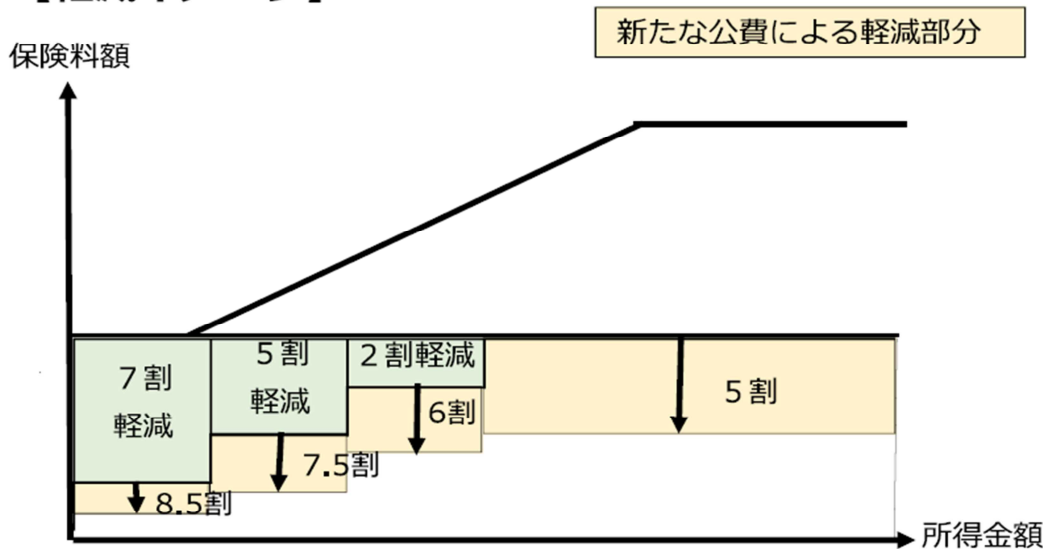
### 未就学児の均等割軽減措置について

#### 1. 均等割軽減措置の概要について

令和4年度の保険税から導入される未就学児に係る均等割軽減は、子育て世帯の経済的負担の軽減の観点から、国・地方の取組として実施するもので、世帯の所得に関わらず全世帯の未就学児に係る均等割保険税について、その5割を公費により減額するものです。低所得軽減が適用される世帯の未就学児の場合、軽減後の額の5割がさらに軽減されます。例えば7割軽減対象の未就学児の場合、残りの3割の半分を軽減することから、8.5割軽減となります。

減額した額の総額は一般会計から国民健康保険特別会計に繰り入れされますが、繰入額の2分の1は国が負担し、4分の1は都道府県の負担となります。

#### 【軽減イメージ】



#### 2. 当市における均等割額の軽減総額

○国保における対象者（未就学児）

約110人（被保険者8,927人の約1.2%）

○1人あたりの均等割額

医療分：28,000円 × 0.5 = 14,000円

支援分：8,200円 × 0.5 = 4,100円

合計：36,200円 × 0.5 = 18,100円

○今回の軽減総額

7割軽減世帯 5,430円 × 53人 = 287,790円

5割軽減世帯 9,050円 × 31人 = 280,550円

2割軽減世帯 14,480円 × 10人 = 144,480円

軽減なし世帯 18,100円 × 16人 = 289,600円

計1,002,740円



その他

①特定健診・特定保健指導の実施状況について

《資料5》 特定健診・特定保健指導の実施状況について

②のぼりべつこくほ健康チャレンジウォーキング2021の  
実施報告について

《資料6》 のぼりべつこくほ健康チャレンジウォーキング2021の  
実施報告について

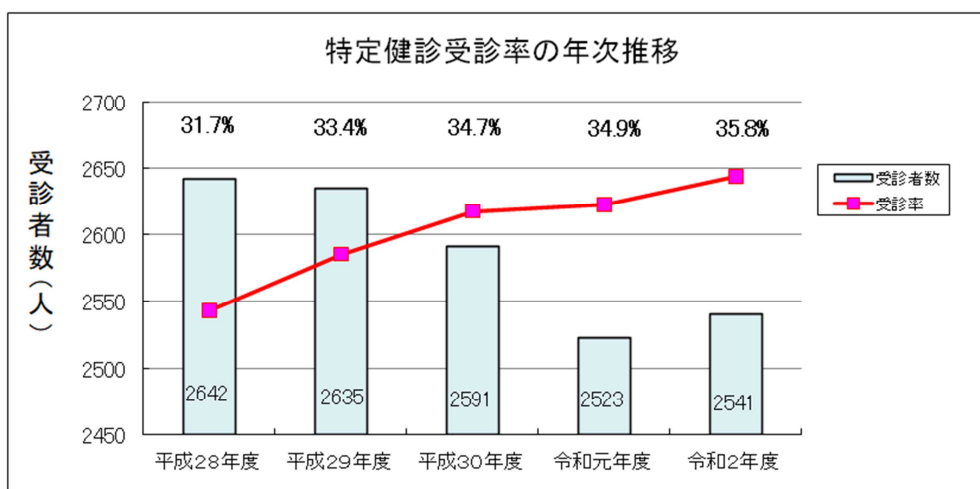
《資料5》

## 保健事業について

### 特定健診・特定保健指導の実施状況について

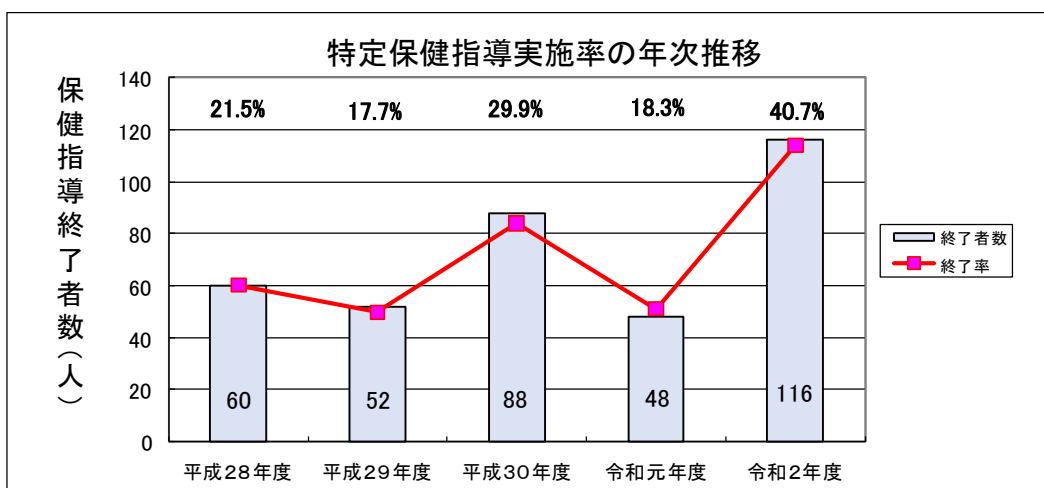
(1) 特定健診

区 分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
対象者数	8,329	7,885	7,474	7,228	7,106
受診者数	2,642	2,635	2,591	2,523	2,541
受診率 (%)	31.7%	33.4%	34.7%	34.9%	35.8%



(2) 特定保健指導

区 分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
対象者数	279	293	294	263	285
修了者数	60	52	88	48	116
実施率 (%)	21.5%	17.7%	29.9%	18.3%	40.7%



## 《資料6》

### のぼりべつこくほ健康チャレンジウォーキング2021の実施報告について

目的：生活習慣病等の予防に効果的なウォーキングを普及啓発し、健康の維持・増進を図る。

内容：10月1日～31日までの1ヵ月間、ウォーキングを取り組み、所定の歩数記録表に記入し提出。歩数に応じて登別ブランド推奨品を抽選でプレゼント。

参加者：129名（内、国民健康保険被保険者97名）  
20代：1名、30代：1名、40代：4名、50代：1名  
60代：21名、70～74歳：43名、75歳以上：32名

抽選会：11月24日に開催。合計、70名が当選。  
20万歩賞 5名  
15万歩賞 15名  
10万歩賞 20名  
5万歩賞 30名

アンケート結果：1ヵ月間歩数計を意識的に体を動かすようになった（74%）  
健康への意識の変化があった（72%）  
1日30分以上の運動を毎日している（74%）  
感想としては、「目標が持ててよかった」「歩数を記録するのが楽しかった」「また参加したい」等の意見が多かった。